

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許関連費用支払いの条件、期限及び手順に関する  
インドネシア共和国法務省令  
1991年  
番号: M.04HC.02.10

インドネシア共和国法務人権大臣は、

- a. 特許関連分野における国民に対するサービスの向上及び円滑化のために、特許に関する法令 1989 年第 6 号第 114 条の施行の一環として、特許関連費用支払いの条件、期限及び手順について定める必要のあること
- b. 上記 a において述べた判断に基づき、特許関連費用支払いの条件、期限及び手順に関するインドネシア共和国法務省令が定められる必要のあること

に鑑み、

1. 特許に関する法令 1989 年第 6 号 (官報 1989 年 39 号、官報追補 3398 号)
2. 特許出願の手順に関する政令 1991 年第 34 号 (官報 1991 年 42 号、官報追補 3444 号)
3. 省の組織構成に関する大統領令 1984 年第 15 号 (数度の改正を経ており、直近のものとしては、大統領令 1988 年第 32 号により、法務省のための改正がなされている)
4. 国家収支予算の執行に関する大統領令 1984 年第 29 号
5. 法務省の組織及び就労規則に関するインドネシア共和国法務省令 1989 年番号 M.02.PR.0710

を考慮し、

特許関連費用額及びその管理に関する法務大臣承認書 1991 年 8 月 30 日番号 S.997.MK.013/1991

に留意した上で、

特許関連費用支払いの条件、期限及び手順に関するインドネシア共和国法務省令を定めることを決定する。

**第 1 条**

特許関連費用の支払いは、特許庁の用意する用紙への記入に先立ち行われるものとする。

**第 2 条**

第 1 条に述べた特許関連費用の支払いは、特許庁の窓口を通じ、直接現金で行われるものとし、その後、当該事務所がこれを国庫に納付する。

**第 3 条**

特許出願費用の支払いは、出願申請の際に行われるものとする。

**第 4 条**

- (1) 出願審査費用の支払いは、出願審査請求の際に行われるものとする。
- (2) 10以上の請求項を含む特許出願には追加費用が課せられるものとし、当該費用の支払いは出願審査請求申請の際に行われなければならない。
- (3) 第(2)項に述べた追加費用が申請の際に支払われなかった場合、上位10請求項のみが特許審査官により審査されるものとし、それ以外の請求項に対する審査は行われない。

#### 第5条

小特許の出願及び審査費用の支払いは、その出願の際に一括して行う。

#### 第6条

- (1) 特許出願の種類変更費用の支払いは、変更の申請の際に行う。
- (2) 特許出願の種類変更を申請し、小特許出願を行う個人ないし法人は、変更申請の際に、第(1)項に述べた費用に加え、小特許審査費用の支払いも行う。
- (3) 小特許出願の種類変更を申請し、特許出願を行う個人ないし法人は、特許出願審査申請の際に、第(1)項に述べた費用に加え、特許出願審査費用の支払いも行う。

#### 第7条

特許出願審査結果に対する不服申立て費用の支払いは、不服申立て申請の際に行う。

#### 第8条

- (1) 特許年次費用の初回支払いについては、特許付与日から1年以内に行わなければならない。
- (2) 以降の特許年次費用の支払いは、特許付与日の相当日を期限として行わなければならない。
- (3) 年次費用の支払いが第(2)項に述べた期限に遅れた場合、その年に支払わなければならない費用の25%に当たる追加費用が課せられる。
- (4) 第(1)項に述べた年次費用の支払いが遅滞した場合、定められた期限後7日以内に、当該特許保有者に対し、特許庁により書面通知がなされる。
- (5) 第(4)項に述べた通知書が当該特許権者によって受領されなかった場合においても、特許年次費用支払いの義務は軽減されない。

#### 第9条

- (1) 第8条に述べた特許年次費用の支払いが連続して3年間なされなかった場合、3年目の支払い期限以降、特許は消滅したものと見なされる。
- (2) 3年間連続して特許年次費用が支払われなかったために特許が取り消された場合においても、当該特許権保有者の義務は軽減されず、当該特許権者は3年間の滞納費用を完済しなければならない。

#### 第10条

- (1) 特許ライセンス契約記録登録費用の支払いは、特許ライセンス契約登録の申請の際に行うものとする。
- (2) ライセンス年次費用の初回支払いについては、特許ライセンス契約登録日から1年以内に行わなければならない。
- (3) 以降のライセンス年次費用の支払いは、特許ライセンス契約日の相当日を期限として行わなければならない。
- (4) 第(2)項に述べた期限を過ぎてもライセンス年次費用が支払われなかった場合、当該ライセンス契約登録は特許庁によって取り消されたものと見なす。
- (5) ライセンス年次費用については、数年分を一括して前払いすることができるものとする。

#### 第11条

先行発明者証明書申請費用の支払いは、その申請の際に行うものとする。

## 第 12 条

- (1) 特許期間延長申請費用の支払いは、その延長申請の際に行うものとし、また、当該申請は特許期間の満了する 6 ヶ月前に行わなければならないものとする。
- (2) 特許期間延長申請費用が第(1)項に述べた期限内に支払われなかった場合、当該申請は特許庁によって拒否されるものとする。

## 第 13 条

優先権証明申請の支払いは、その申請の際に行う。

## 第 14 条

微生物サンプル取得のための正式証明書申請費用の支払いは、その申請の際に行う。

## 第 15 条

特許移転登録申請費用の支払いは、その申請の際に行う。

## 第 16 条

特許関連文書写しの発行申請費用の支払いは、その申請の際に行う。

## 第 17 条

すでに支払いのなされた特許関連費用の払戻しはできないものとする。

## 第 18 条

第 3 条から第 16 条までに述べた費用の額面については、本省令の添付資料に記載されている。

## 第 19 条

本省令の添付資料内に記載されている特許関連費用については、状況の変化に従い、定期的に再検されるものとする。

## 第 20 条

本省令は、1991 年 8 月 1 日以降効力を有する。

1991 年 9 月 18 日  
ジャカルタにおいて制定

インドネシア共和国法務大臣

署名

ISMAL SALEH S.H.